

**県立総合教育センター施設開放事業実施要領第 9 条及び
総合教育センター施設開放事業実施細則第 5 条（9）に定める規程**

1 1 時間当たりの納入額

グラウンド 22KW	610円
体 育 館 16KW	490円

2 請求方法等

（1）施設利用日誌記載の照明使用時間を基に、1 か月毎に照明利用時間を合計する。

なお、照明使用時間は 1 回の利用につき 30 分未満の時間は切り上げ、30 分単位とする。

（2）請求金額の算定に当たっては、30 分単位で行う。

（3）1 か月毎に納入通知書兼領収書を発行し、各団体に郵送する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。